

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算取得について

社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会では、介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得しています。賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容（職場環境要件）について下記の通り公表します。

令和2年4月1日現在

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に関する知識・スキルの向上を図ろうとする姿勢・行動を法人全面で支援します。 ・実務者研修や初任者研修、喀痰吸引等の研修実施等、習得に向けた法人による支援を行っています。 ・専門性の高い知識・技術習得のための研修費等の経済的支援を行っています。 ・就業規則において、職員に必要な受験、その他資格認定試験及び講習会等を受ける場合に於いて就業業務の免除を受けることができます。
労働環境・処遇の改善	ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化	<ul style="list-style-type: none"> ・専用のソフト（楽ウェア）を使用し、各種記録や申し送りなどを共有することにより、業務の効率化を図っています。また、忙しい中でも容易に情報伝達や共有ができるよう、ICT(インカム)を活用して業務省力化に取り組んでいます。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊浴槽、チェアインバス、リフト入浴装置、電動ベッド、体重計（車椅子用バリアフリースケール）、床走行式リフト等を導入。又、スライディングボード等持たない介護を進められる福祉用具の活用や、腰痛防止のための腰痛ベルトの貸与等、介護職員等の腰痛予防対策を積極的に行っています。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事故対応マニュアルやBCPを整備し、責任の所在を明確にしています。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断、ストレスチェックの実施、衛生委員会による健康管理の強化に努めています。敷地内は全面禁煙。
その他	非正規職員から正規職員への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規職員から正規職員への転換を奨励しています。